

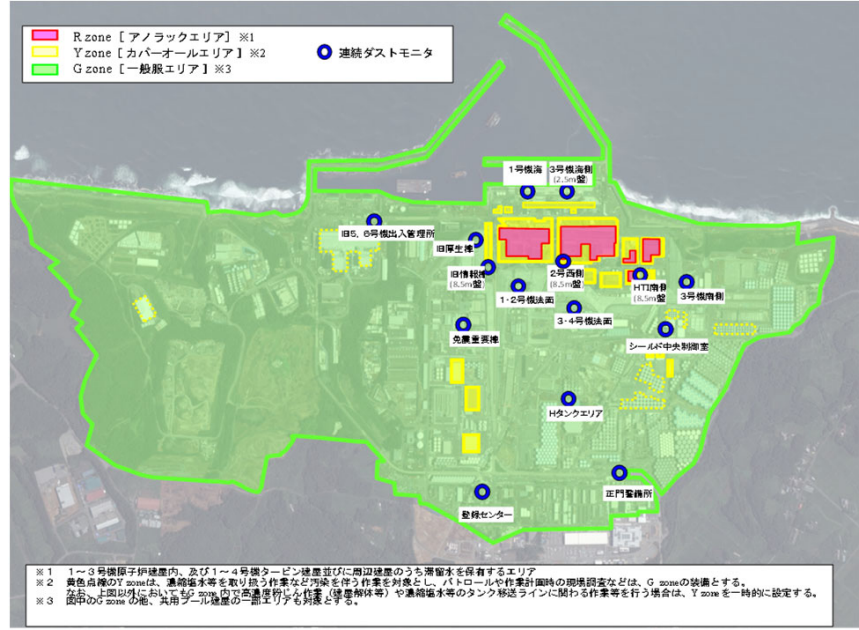
労働環境改善スケジュール

区分	項目	作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定	12月			1月				2月			3月	4月	5月	6月	7月以降	備考				
				17	24	31	7	14	21	28	上	中	下	上	中	下	上	中		下	上	中	下
防犯対策	1	防護装備の適正化検討	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> DS2マスク不要作業でのDS2マスクを着用しない運用の定着、推進 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> DS2マスク不要作業でのDS2マスクを着用しない運用の定着、推進 <p>※管理対象区域を3つのゾーンに区分し、各区分に応じた防護装備を着用することで、作業時の負荷軽減による作業性の向上を図る</p>	DS2マスク不要作業でのDS2マスクを着用しない運用の定着、推進																			(継続実施)
	2	ヒューマンエラー発生防止	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生推進協議会の開催：協力企業に対するヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生推進協議会の開催：協力企業に対するヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等 	協力企業に対するヒューマンエラー発生防止の意識向上と基本動作の徹底等																			(継続実施)
人畜安全	3	重傷災害撲滅、全災害発生状況の把握	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 作業毎の安全施策の実施 (TBM-KY等) <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 協力企業との情報共有、安全施策の検討・評価 安全衛生推進協議会の開催：災害事例等の再発防止対策の周知等 作業毎の安全施策の実施 (TBM-KY等) 	情報共有、安全施策の検討・評価																			(継続実施)
	4	長期健康管理の実施	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 検査対象者・医療機関等からの問い合わせ対応及び検査費用の精算手続き 	健康相談受付																			(継続実施)
健康管理	5	継続的な医療職の確保と患者搬送の迅速化	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1F救急医療室の2024年4月までの医師確保完了 (固定医師1名+ローテーション支援医師) 1F救急医療室の2~4月の勤務医師調整 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 1F救急医療室の5~7月の勤務医師調整 1F救急医療室の8~10月の勤務医師調整 	1F救急医療室の2~4月の勤務医師調整																			(継続実施)
	6	感染症対策の実施	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ予防接種の実施 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> インフルエンザ予防接種の実施 	インフルエンザ予防接種の実施																			(継続実施)
要員管理、労働環境改善	7	作業員の確保状況と地元雇用率の実態把握	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 作業員の確保状況と地元雇用率についての調査・集計 	▼作業員の確保状況調査依頼																			(継続実施)
	8	労働環境・就労実態に関する企業との取り組み	<p>(実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック 相談窓口への連絡 (処遇・労働条件等) への対応 作業員へのアンケートによる実態把握 <p>(予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握 意見交換及び実態把握に基づく解決策の検討・実施・結果のフィードバック 相談窓口への連絡 (処遇・労働条件等) への対応 	労働環境・就労実態に関する意見交換及び実態把握、解決策の検討・実施・結果のフィードバック																			(継続実施)

括弧の 作業内容	これまで1ヶ月の動きと今後6ヶ月の予定	12月		1月				2月		3月	4月	5月	6月	7月以降	備考
		17	24	31	7	14	21	28	5	12	19	26	1	8	

年度		2022(実績)	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034
その他	その他	管理対象区域内の企業棟整備（計画的に順次整備する）												
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><凡例></p> <p>→ : 作業の期間</p> <p>→ : 変更が見込まれる期間</p> <p>→ : 工程間の関連</p> <p>→ : 追加した工程</p> <p>→ : 変更した工程</p> <p>→ : 実施を取り止めた工程</p> </div>												

注：今後の検討に応じて、記載内容には変更があり得る



※1 1～3号機原子炉建屋内、及び1～4号機タービン建屋並びに周辺建屋のうち発電水を保有するエリア
 ※2 黄色色線のY zoneは、運転継承等を取り扱う作業など汚染を伴う作業を対象とし、パトロールや作業計画時の即時調査などは、G zoneの装備とする。
 ※3 黄色線の内側は、汚染レベル管理の対象となる作業を行う。

管理対象区域の運用区分 レイアウト 提供：日本スペースイメージング、©DigitalGlobe

福島第一における作業員の健康管理について

(厚労省ガイドラインへの対応状況)

2024年1月25日

TEPCO

東京電力ホールディングス株式会社

福島第一における作業員の健康管理対策として、各元請事業者及び東京電力が以下の確認を行う仕組みを構築し運用中

- ・対象:健康診断受診者(※)のうち、結果で「要精密検査」・「要治療」・「要治療継続」と判定された者
- ・内容:上記対象者が医療機関を受診し、必要な者に対する就業措置等の対応が取られていることの確認

※関係法令により、放射線業務従事者として従事を始めるとき及び、以降2回／年の頻度で健康診断を受けることが義務付けられている。上記の各判定は、これらに基づく判定。

<経緯>

- ・厚労省のガイドラインへの対応として、産業医科大学殿から頂いたご指導を具体的な達成目標とし、各元請事業者の協力のもと、2016年7月(一部8月)より、当該運用を開始。
- ・当面、四半期毎に各元請事業者より管理状況報告を受けて確認することとしている。
(2016年度第2四半期の管理状況より、廃炉・汚染水・処理水対策チーム会合事務局会議で報告を実施)
- ・今回、2023年度第2四半期分(7～9月の健康診断)の管理状況及び2023年度第1四半期分以前のフォローアップ状況を確認。⇒ 結果概要は2、3頁に記載。

【具体的な達成目標】

東京電力及び元請事業者により、関係請負人の作業員について、以下の5点が確実に実施されている状態を実現させること

- ①定期的に必要な健康診断を全員が受けていること
- ②健康診断の結果、治療または精密検査が必要とされた作業員が、医療機関を受診していること
- ③医療機関を受診して治療が必要とされた作業員が、すくなくとも福島第一構内で働く間は、必要な治療を継続していること
- ④定期的な健康診断の結果に基づき、就業上の措置を含む対応が行われていること
- ⑤就業上の措置の実施状況が継続的に確認され、見直しが行われていること

第2四半期(7~9月)に実施の健康診断に対する管理状況の取り纏め結果

(1)健康診断受診及び結果の状況 [集約の対象: 50事業所 (元請事業者数48社)]

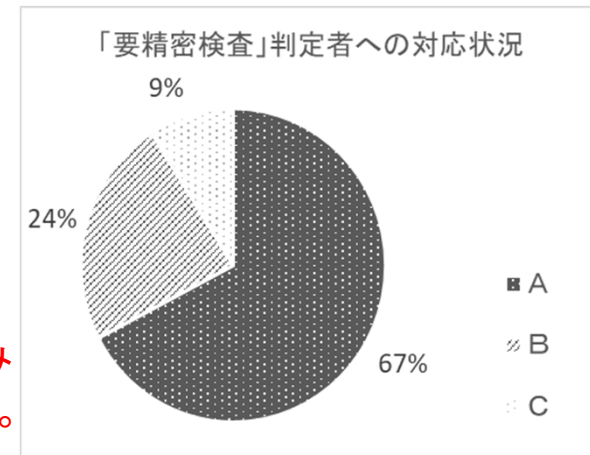
- ・期間中の健診受診者数は、合計4,150人で、そのうち、「要精密検査」は全体の7.2%の300人であった。(「要精密検査」「要治療」「要治療継続」のいずれかの判定者は全体の25.4%の合計1,053人)

(2)「要精密検査」判定者への対応状況

- ・各元請事業者からの報告時点で、既に67%が精密検査を受診し必要な者に対する就業措置まで完了(A)の状況にあり、近く完了が見込める者(B)を含めると91%となった。
- ・各社とも構築した仕組みのもとで、指導、管理が適切に実施されている状況にある。
- ・指導後も未受診(C)と回答の9%は、次の2023年度第3四半期分報告時にその後の状況を確認する。

・「要精密検査」判定者の人数 300人

対応状況 A(精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	202人
B(現在、途中段階)	71人
C(指導後も未受診)	27人



⇒各元請事業者から適切に報告がなされ、各社が構築した仕組みが有効に機能し、関係請負人での実施状況まで把握できる状態。

注)人数は各社からの報告の単純集計であり、所属の異動や健康診断種別ごとにカウントしているケースなどによる重複もある。次ページも同じ。

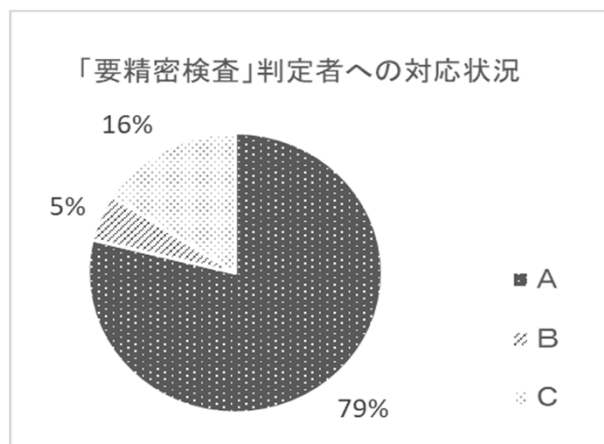
3. 2023年度 第1四半期分以前のフォローアップ状況

第1四半期分報告の「要精密検査」判定者への対応フォローアップ状況

「要精密検査」判定者の人数 519人

【第1四半期報告当時】2023年9月

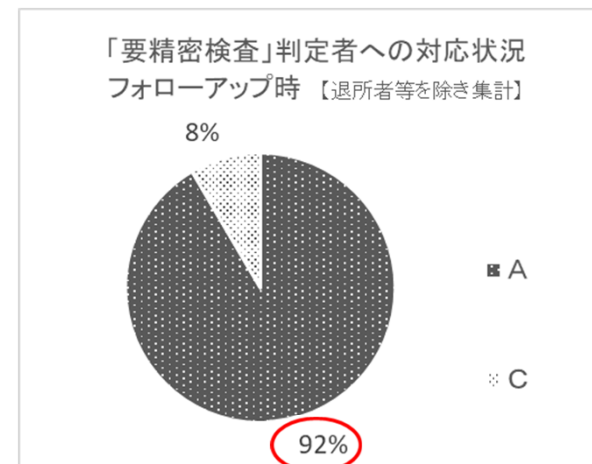
A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	409人
B (現在、途中段階)	28人
C (指導後も未受診)	82人



【フォローアップ状況報告時】2023年12月

A (精密検査を受診し、必要な場合は事業者による就業措置まで完了)	466人
C (指導後も未受診)	43人

(健康診断受診後に間もなく退所した者等を除く)



⇒第1四半期報告時点で対応が完了していなかった対象者も**継続した対応がなされ、今回のフォローアップ報告時点で92%まで完了**(退所者等は除く集計)。残り8%(43人)も継続して確認していく。

第4四半期分報告の「要治療」・「要治療継続」判定者への対応状況

(「要治療」・「要治療継続」者への対応状況については、次々四半期報告で報告を求める運用としている)

⇒健康診断後の退所者を除き、全員が治療を開始、または治療継続中であることを確認。